

令和7年度 若年ドライバー等確保のための運転免許取得支援助成事業 実施要領

令和7年3月19日
(公社) 全日本トラック協会

1. 事業の趣旨

トラックドライバーの高齢化が進行し、トラックドライバー不足の状況が継続している状況に鑑み、若年ドライバー・外国人ドライバー（以下「若年ドライバー等」という。）の採用を支援するため、各都道府県トラック協会の会員事業者が、新たに運転者として採用した若年ドライバー等の（1）特例教習の受講、（2）準中型免許取得及び（3）外免切替講習の受講について支援を行う。

2. 予算額

9,870万円

3. 助成対象

以下の（1）から（3）のいずれかに該当する費用

- （1）特例教習の受講
- （2）準中型免許のうち
 - ①準中型免許の新規取得
 - ②5トン限定準中型免許の限定解除
- （3）外免切替講習の受講

※「特例教習」とは、中型免許・大型免許の取得に係る年齢要件・運転経歴要件を引き下げる受験資格特例教習をいう。

※「外免切替講習」とは、普通免許・準中型免許に係る外国免許切替手続における技能確認・知識確認に合格するために必要な技能・知識を習得させるための講習をいう。

4. 助成額

- ・上記（1）－特例教習受講費用の3分の1（上限100,000円）
- ・上記（2）－① 40,000円を上限
 ② 25,000円を上限
- ・上記（3）－外免切替講習受講費用の2分の1（上限40,000円）

※上記助成額にかかわらず、会員毎に上限を30万円とする。

※運転者が個人で受講もしくは免許取得費用を支払った場合は、助成金を交付しない。

※国、地方自治体又はその他団体等が実施する助成制度との併用を可能とする。

5. 実施期間

令和7年4月1日～令和8年2月28日

6. 経過措置

本事業については、前年度（令和6年度）に受講または取得した分についても、助成の対象とする。

※（2）については、高等学校新卒者等で、当該事業者入社前の在学中（令和6年度）に、上記準中型免許を取得した場合も対象とする。

以上